

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の名称		(枚中 枚)	
個人情報取扱事務の概要			
個人情報取扱事務の目的		(根拠法令等：)	
登録所管課等名			
個人情報保有課等名			
個人情報取扱事務登録年月日		年	月 日
個人情報取扱事務開始年月日		年	月 日
個人情報取扱事務変更年月日		年	月 日
個人情報取扱事務の対象者			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	その他	<input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	思想・信条・ 信仰等	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関するもの <input type="checkbox"/> 病歴その他個人の特質を規定する身体に関するもの <input type="checkbox"/> 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのあるもの 当該個人情報 の収集根拠 <input type="checkbox"/> 法令等（法令等の名称：) <input type="checkbox"/> 個人情報保護審査会の意見聴取	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（条例上の根拠：条例第六条第三項第 号該当）	
		本人以外の 区分（収集先）	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物・報道等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 同一実施機関内の管理情報を使用	
個人情報の利用 及び提供の状況		目的外の利用 又は提供の有無	<input type="checkbox"/> 有（条例上の根拠：条例第七条第二項第 号該当） <input type="checkbox"/> 無
		目的外の利用 又は提供の内容	
		個人情報の提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理含まない（手処理のみ）。 実施機関以外のものとのオンライン結合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報取扱事務を委託することの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		内 容	
個人情報が記録されている 主な公文書の名称		備考	

個人情報開示請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 郵便番号 ー

住所又は居所

氏 名

法定代理人が法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先

群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十三条第一項（第二項）の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報 を特定するために必要な事項		(公文書の件名又は請求者が知りたいと思う事項の概要など開示請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。)	
希望する開示の方法		(該当するものを○で囲んでください。) 1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴	
法定代理人が開示請求する場合の本人の状況	本人の状況	(該当するものを○で囲んでください。) 1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人	
	本人の氏名及び住所	氏名	
		住所	(郵便番号 ー) 電話番号 () ー
※ 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し		
※ 事務担当課等	電話番号 027-290-1366		
※ 備考			

(注)

- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

個人情報開示決定通知書

群会合発第 号

年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十八条第一項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(注)

- 1 個人情報の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第七条第三項の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 3 開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 4 法定代理人が開示を受ける際は、上記2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

個人情報部分開示決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十八条第一項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しない部分の概要及びその理由	群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十四条第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

- 1 個人情報の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第七条第三項の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 3 開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 4 法定代理人が開示を受ける際は、上記2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 5 ※欄は、開示をしない部分について、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 6 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

個人情報非開示決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十八条第二項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示しない理由	群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十四条第 号 該当
※ 開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報については、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十七条の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報内容	
個人情報の存否を明らかにしない理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不存決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報については、当実施機関において保有していないため、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十八条第二項の規定により、個人情報の不存
在の決定をいたしましたので通知します。

開示請求に係る個人情報 の 内 容	
個人情報の存否を明ら かにしない理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報の開示に係る意見照会書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第十二条第一項（第二項）の規定に基づき、____
____に関する情報が含まれている個人情報について、開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報を開示するかどうかの決定を行う際に____の意見
が必要と認められますので、別紙「個人情報の開示に係る意見書」を、 年 月 日までに提出
してください。

開示請求に係る個人情報 が記録された公文書の 件名及び作成年月日	
開示請求に係る個人情報 に含まれている に 関 す る 情 報	
事 務 担 当 課 等 （ 意 見 書 提 出 先 ）	電話番号 027-290-1366
備 考	

（注）

提出期限までに個人情報の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、個人情報
の開示が行われる場合があります。

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

住 所
氏 名 印
法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意	見
<p>(該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は(1)欄及び(2)欄も記載してください。)</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。 (1) 開示により支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	
<p>(上記の他に意見があればお書きください。)</p>	

個人情報を開示決定した旨の通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けの に関する情報が含まれている個人情報の開示請求について、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十八条第五項の規定により、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報 が記録された公文書の 件 名	
開示決定をした理由	
開 示 の 日 時	年 月 日 () 時 分
開 示 の 場 所	
開 示 決 定 等 の 種 類	年 月 日付け 第 号 開示（部分開示）決定
事 務 担 当 課 等	電話番号 027-290-1366
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書
(個人情報開示請求)

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第十九条第二項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
群馬県市町村会館管理組合 管理者個人情報保護条例第 十九条第一項の規定による 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

決定期間特例延長通知書
（個人情報開示請求）

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第十九条第三項の規定により、請求のあった日から起算して六十日以内に個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第十九条第一項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第十九条第三項を適用する理由	
個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

個人情報訂正請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 郵便番号 ー
住所又は居所
氏 名

法定代理人が法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先

群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第二十四条第一項（第二項）の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項			
訂正請求の趣旨及び理由			
法定代理人が開示請求する場合の本人の状況	本人の状況	(該当するものを○で囲んでください。) 1 未成年者 2 成年被後見人	
	本人の氏名及び住所	氏名	
		住所	(郵便番号 ー) 電話番号 () ー
※ 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し		
※ 事務担当課等	電話番号 027-290-1366		
※ 備考			

(注)

- 1 請求の際は、次の書類等の提出又は提示が必要となります。
 - (1) 個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書若しくは他の法令等により交付を受けた個人情報が記録された物又はそれらの写し
 - (2) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料
 - (3) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
 - (4) 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- 2 法定代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

個人情報訂正決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第一項の規定により、次のとおり個人情報を訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正した年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

個人情報部分訂正決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第一項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正した年月日	年 月 日
一部訂正とする理由	群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十五条第 号 該当
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非訂正決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第一項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正しない理由	群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十五条第 号 該当
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報訂正実施通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、群馬県市町村
会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第五項の規定により通知します。

については、必要に応じ _____ が保有している個人情報も訂正願います。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正した年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

決定期間延長通知書
(個人情報訂正請求)

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第六項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第二十六条第一項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

決定期間特例延長通知書
(個人情報訂正請求)

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十六条第六項の規定により、請求のあった日から起算して六十日以内に個人情報の相当の部分について訂正決定等を行い、残りの個人情報については、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第二十六条第一項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特例延長の理由	
個人情報の相当部分について訂正決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの個人情報について訂正決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

個人情報利用停止請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 郵便番号 ー

住所又は居所

氏 名

法定代理人が法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先

群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第二十八条第一項（第二項）の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項			
利用停止請求の趣旨及び理由			
法定代理人が本人の開示請求する場合の本人の状況	本人の状況	(該当するものを○で囲んでください。) 1 未成年者 2 成年被後見人	
	本人の氏名及び住所	氏名	
住所		(郵便番号 ー) 電話番号 () ー	
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し	
※ 事務担当課等		電話番号 027-290-1366	
※ 備考			

(注)

- 1 請求の際は、次の書類等の提出又は提示が必要となります。
 - (1) 個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書若しくは他の法令等により交付を受けた個人情報が記録された物又はそれらの写し
 - (2) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
 - (3) 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- 2 法定代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

個人情報利用停止決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第三十条第一項の規定により、次のとおり個人情報の利用を停止（消去・提供を停止）することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止した年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

個人情報部分利用停止決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第三十条第一項の規定により、次のとおり一部を除いて利用を停止（消去・提供を停止）することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止した年月日	年 月 日
一部利用停止とする 理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非利用停止決定通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第三十条第一項の規定により、次のとおり利用を停止（消去・提供を停止）しないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書
(個人情報利用停止請求)

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第三十条第五項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第三十条第一項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

決定期間特例延長通知書
（個人情報利用停止請求）

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、群馬県市町村会館管理組合管理者個人情報保護条例第三十条第五項の規定により、請求のあった日から起算して六十日以内に個人情報の相当の部分について利用停止決定等を行い、残りの個人情報については、相当の期間内に利用停止決定等を行いますので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の 内 容	
群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第三十条第一項の規定による決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 例 延 長 の 理 由	
個人情報の相当部分について利用停止決定等を行う 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの個人情報について利用停止決定等を行う 期 限	年 月 日まで
事 務 担 当 課 等	電話番号 027-290-1366
備 考	

群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会諮問通知書

群会合発第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

次の不服申立てについては、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例第三十二条の規定により、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

不服申立年月日	年 月 日
不服申立ての対象となつた 決 定	年 月 日 群会合発第 号
	(決定の内容)
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備 考	